

1. 自治体こども計画について

こども大綱

子ども施策に関する基本的な方針・重要事項、子ども施策推進に必要な事項のほか、①～③を含むもの

- ① 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ② 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

2. 事業の構成及び内容

(1) 自治体こども計画策定に向けた調査等

- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を立案した内容となる調査
- ③ (1)及び(2)の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



都道府県こども計画（努力義務）

国が定めるこども大綱を立案した、当該都道府県におけるこども施策についての計画

立案

市町村こども計画（努力義務）

こども大綱及び都道府県こども計画が策定されている場合は当該計画を立案した、当該市町村におけるこども施策についての計画

立案

既存の各法令と一体で作成可！

統一的！
わかりやすさ！
事務負担の軽減！

子ども・若者育成支援推進法第九条第一項・第二項に規定する都道府県・市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項・第二項に規定する計画

その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの
【例】
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県・市町村行動計画
・ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

(2) 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定

- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
(例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など)



(3) 都道府県事務費

市町村事業の取りまとめに必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費

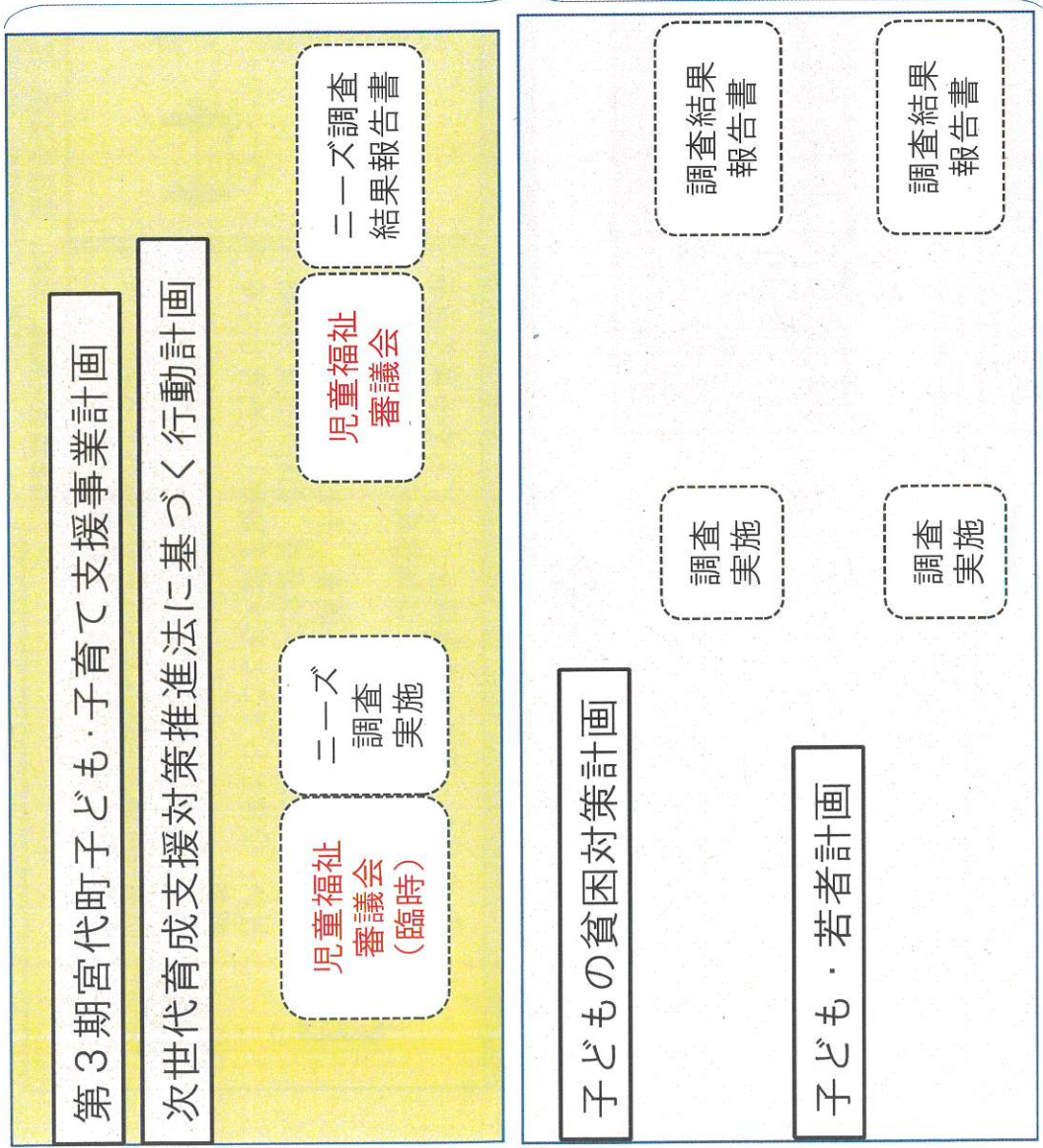


対象経費：報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費

3. 補助基準額等

- (1)・(2) 都道府県:5,000千円 市町村:3,000千円 補助率 1/2
- (3) とりまとめ数により市町村あたり56千円～112千円

こども計画策定スケジュール案



こども大綱の決定

